

市第7号議案

横浜市スポーツ施設条例等の一部改正

横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月18日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例

（横浜市スポーツ施設条例の一部改正）

第1条 横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

横浜文化体育館	横浜市中区
---------	-------

」

を

「

横浜BUNTAI	横浜市中区
横浜武道館	同

」

に改める。

別表第3第2号を次のように改める。

(2) 横浜BUNTAI

種	別	単	位	利	用	料	金
---	---	---	---	---	---	---	---

市第7号

貸 切 利 用	アリーナ		1日につき	円 3,080,000
	体育室			308,000
駐 車 場	大型車		1台1時間 につき	1,200
	その他のもの			600
附 帯 設 備			1式又は1台 、1日につき	330,000

別表第3第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 横浜武道館

種		別	単	位	利	用	料	金
個 人 利 用	武道場		1人2時間 につき		円	550		
	アリーナ内多目的スペース				中学生以下の者	330		
貸 切 利 用	アリーナ	入場料等を徴収しない場合		1日につき	395,000			
		入場料等を徴収する場合			1,015,000			
	武道場	入場料等を徴収しない場合			147,000			
		入場料等を徴収する場合			219,000			
	多目的室				95,000			
駐 車 場	大型車		1台1時間 につき	1,200				
	その他のもの			600				
附 帯 設 備			1式又は1台 、1日につき	286,000				

(横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（令和3年12月横浜市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条の表横浜文化体育館の項の次にたきがしら会館の項を加える改正規定中「横浜文化体育館の項の次」を「横浜市鶴見スポーツセンターの項の前」に改める。

別表第3中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定中「第2号の次」を「同号の前」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市スポーツ施設条例の規定に基づく横浜BUNTAIを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜文化体育館を横浜BUNTAI及び横浜武道館として再整備するとともに、横浜BUNTAIの利用料金を定める等のため、横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市スポーツ施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（設置）

第1条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、横浜市に次のスポーツ施設を設置する。

名 称	位 置
(省 略)	
<u>横浜 B U N T A I</u>	<u>横浜 市中区</u>
<u>横浜 武道館</u>	<u>同</u>
<u>横浜 文化体育館</u>	<u>横浜 市中区</u>
(省 略)	

別表第3（第13条第2項）

（第1号省略）

(2) 横浜 B U N T A I

種 別		単 位	利 用 料 金
貸切 利用	アリーナ	1日につき	円 3,080,000
	体育室		308,000
駐車場	大型車	1台1時間につき	1,200
	その他のもの		600
附帯設備		1式又は1台、1日につき	330,000

(2) 横浜文化体育館

ア 横浜武道館

(表省略)

イ 横浜武道館以外の施設

種 別		単 位	利 用 料 金
貸 切 利 用	ホール	入場料等を徴収しない場合	円 200,000
		入場料等を徴収する場合	750,000
	トレーニングルーム		1日につき 10,000
	平沼記念レス トハウス	特別会議室	10,000
		会議室	8,000
駐車場	大型車	1台2時間に つき	2,400
	その他のもの		800
附帯設備		1式又は1台 、1日につき	360,000

(2) の 2 横浜武道館

(表及び第3号から第5号まで省略)

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

第1条の表 横浜市鶴見スポーツセンターの項の前 に次のように加える。
横浜文化体育館の項の次

(たきがしら会館の項省略)

別表第3中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前 に次の1号を加える。
第2号の次

市第7号

(第3号省略)